

政策評価結果の  
予算要求等への反映

# 好事例集

～平成22年度概算要求等～



総務省行政評価局

## ～はじめに～

総務省において、平成 22 年度概算要求等に関連し、政策評価結果の予算要求等への反映状況を取りまとめました。この中で、各府省において評価結果を予算要求等に反映した好事例を公表しております。

好事例については、以下のような要素を満たしているものを中心に選定しております。

- ① 目標に関し達成すべき水準が明確化されている。
- ② 目標の設定及び政策効果の把握が定量的に行われている。
- ③ 目標を達成できていないものについて、その要因を明らかにしている。
- ④ 評価結果の反映状況が、予算の効率化に資するものとなっている。

※ 各事例の冒頭で「本件評価の優れている点」として、当該事例が満たしている要素を記載し、事例中の該当部分については、[ア] \_\_\_\_ のように下線を付しています。

なお、詳しい公表内容については総務省ホームページで御覧いただけます。

総務省ホームページアドレス：

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/21998\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/21998_1.html)

本件連絡先

総務省 行政評価局 政策評価官室

電話：03-5253-5427（直通）

FAX：03-5253-5464

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

## 目 次

### ◎ 定量的な指標を設定し、目標を達成できていないものについて、その要因を明らかにしている事例

#### 【事例 1】 国家公安委員会・警察庁

振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化・・・3

#### 【事例 2】 厚生労働省

有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること・・・5

#### 【事例 3】 農林水産省

水産物の安定供給の確保（目標：①低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 指標：（ウ）主な栽培漁業対象魚種及び養殖業の生産量の確保）・・・8

### ◎ 定量的な指標を設定し、その達成状況等を基にした評価結果を予算の効率化につなげている事例

#### 【事例 4】 法務省

出入国の公正な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

#### 【事例 5】 財務省

地震再保険事業の健全な運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

### ◎ その他の反映事例

#### 【事例 6】 公正取引委員会

独占禁止法違反行為に対する措置（平成 20 年度）・・・・・・・・14

#### 【事例 7】 総務省

公的統計の体系的な整備・提供・・・・・・・・・・・・・・・・16

#### 【事例 8】 法務省

矯正施設における適正な処遇の実施・・・・・・・・18

#### 【事例 9】 法務省

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理・・・・・・・・19

#### 【事例 10】 文部科学省

生涯を通じた学習機会の拡大・・・・・・・・21

#### 【事例 11】 経済産業省

情報産業強化・・・・・・・・23

【事例 12】 国土交通省

総合的なバリアフリー化を推進する（業績指標：交通アドバイザー会議における意見への対応件数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

【事例 13】 国土交通省

総合的なバリアフリー化を推進する（業績指標：園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（①園路及び広場、②駐車場、③便所））・・・・28

○ 参考：今回のとりまとめ結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30  
（報道資料：「政策評価結果の平成 22 年度予算要求等への反映状況」より抜粋）

## 【事例1】振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化

### 本件評価の優れている点

- [ア] 目標に関し達成すべき水準が明確化（前年度増（減））されている。
- [イ] 目標の設定及び政策効果の把握がアウトカム指標によって定量的（認知件数等）に行われている。
- [ウ] 目標を達成できていないものについて、その要因を明らかにしている。

府省名 国家公安委員会・警察庁

### 1 反映状況の分類

評価対象政策の見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）

### 2 評価対象政策の概要

振り込め詐欺・恐喝を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が依然として多発している。これらの犯行手口は日々巧妙化・多様化し、国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。

### 3 評価対象政策の目的・目標

#### 業績指標①

指標：振り込め詐欺・恐喝の発生状況（認知件数及び被害総額）

[ア,イ] 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。

基準年：19年 達成年：20年

#### 業績指標②

指標：振り込め詐欺・恐喝の検挙状況（検挙件数及び検挙人員）

[ア,イ] 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。

基準年：19年 達成年：20年

### 4 評価結果の概要

#### <効果の把握の結果>

[イ] 達成目標①について、20年中の振り込め詐欺・恐喝の認知件数は2万481件、被害総額は275億9,438万9,498円で、それぞれ19年に比べ認知件数は2,551件（14.2%）、被害総額は24億5,196万7,710円（9.8%）と、いずれも増加したことから、達成が十分とは言い難い。

[イ] 達成目標②について、20年中の振り込め詐欺・恐喝の検挙件数は4,400件、検挙人員は699人と、それぞれ19年に比べ、検挙件数は1,321件（42.9%）、検挙人員は245人（54.0%）と、いずれも増加したことから、目標を達成した。

#### <評価結果>

[ウ] 振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員は増加しているものの、認知件数及び被害総額も増加していることから、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化は、達成が十分とは言い難い。平成19年と比較して20年の振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額が増加した主な要因は、還付金等詐欺及びオレオレ詐欺・恐喝の被害の増加にあると考えられる。

なお、20年7月以降、体制を增強し、検挙を大幅に増加させるとともに、オレオレ詐欺・恐喝と還付金等詐欺の主な被害者層である高齢者に対して重点的に対策を行ったことにより、同年下半期は、オレオレ詐欺・恐喝及び還付金等詐欺の認知件数及び被害総額は減少し、

振り込め詐欺・恐喝全体の認知件数及び被害総額も減少した。さらに、検挙率も19年と比べて20年は上昇しており、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化は、一定の成果を示していると言える。

20年下半期の認知件数及び被害総額は減少傾向を示しており、また、21年の振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額は共に前年同時期を大きく下回っているものの、いまだに1か月に10億円近い被害が生じていることから、今後とも警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進する必要がある。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

評価結果を踏まえ、振り込め詐欺等広域知能犯罪対策の推進のための経費を概算要求した。

- ・ 振り込め詐欺等広域知能犯罪対策の推進のための経費  
(依然として多くの被害が発生している振り込め詐欺等広域知能犯罪への対策用資機材の整備等に要する経費)  
(平成22年度予算要求額：2百万円 〈平成21年度当初予算額：0.3百万円  
平成21年度補正予算額：1,286百万円〉)

評価結果を踏まえ、振り込め詐欺対策の強化を推進するために必要な増員要求を行った。

【事例2】有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること

本件評価の優れている点

- [ア] 目標に関し達成すべき水準が数値化（審査事務処理期間内に処理した割合 医薬品 80%、医療機器 90%）により明確となっている。
- [イ] 目標の設定及び政策効果の把握が定量的（審査事務処理期間内に処理した割合）に行われている。
- [ウ] 目標を達成できていないものについて、その要因を明らかにしている。

府省名 厚生労働省

1 反映状況の分類

評価対象政策の見直し（事後評価）

2 評価対象政策の概要

有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供することが、国民の保健衛生の向上に極めて重要であることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が必要な審査業務を迅速に行い、厚生労働大臣が承認を行う。

3 評価対象政策の目的・目標

- ・ 有効性・安全性の高い新医薬品の迅速な承認審査を推進すること
- ・ 有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認審査を推進すること

4 評価結果の概要

（現状分析（必要性の観点））

医療技術・科学技術等が日進月歩の進歩を遂げている中、海外の医療現場で利用されている医薬品・医療機器が国内では利用できない（いわゆる「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」）といった声もあり、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に国民へ提供していくことが求められている。

こうした中、「ドラッグ・ラグ」及び「デバイス・ラグ」の解消に向け、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月策定、平成20年5月・平成21年2月改定内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づき、承認審査の迅速化・質の向上に関する取組を進めているところである。

（有効性の観点）

機構においては、中期計画で施策目標である「審査事務処理期間の目標」を定め、その達成のため、審査業務の質の向上を図ることとし、平成16年4月の発足以来、研修の実施による審査員の技能の向上、情報支援システムの構築等を行ってきた。これに加え、内閣府に設置されている総合科学技術会議の意見具申等を踏まえ、医薬品及び医療機器のそれぞれについて、計画的に審査人員の増員を図っているところである。具体的には、医薬品については平成19年度から3年間で機構における新薬審査の審査人員を倍増（236人増員）すること、医療機器については平成21年度から5年間で104名に増員することとしている。

また、[ア、イ、ウ]平成20年度においては、審査事務処理期間内に処理した割合は、新医薬品については70.1%、新医療機器については75.0%であり、それぞれの目標である80%、90%を達成できなかったが、これは、①機構発足当初の申請分等を重点的に処理したこと、②未承認医療機器の早期導入を目的とした「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」の検討を受けて優先審査品目が増加したことなど国民の医療ニーズに対応したからで

ある。

さらに、新医薬品承認審査の処理件数は平成 17 年度から平成 20 年度まで着実に増加している。新医療機器の承認審査の処理件数については平成 20 年度に減少しているが、平成 20 年 12 月に策定した「医療機器の審査迅速化アクションプログラム（平成 20 年 12 月 厚生労働省）」により、一層の迅速化を進めることとしている。

（効率性の観点）

新医薬品・医療機器とも、承認審査前に通常行われる企業と機構との間での相談（治験相談等）の拡充に努めており、審査過程において科学的に議論のポイントとなる点を事前に洗い出すなど、治験相談等を通じた承認審査の効率化を図っているところであり、治験相談申込件数及び治験相談実施件数とも着実に増加している。

また、審査担当職員の研修プログラムの充実・強化、各種ガイドラインの作成、審査基準の明確化などを通じて、承認審査の効率化に努めている。

（総合的な評価）

以上のことから、有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供するための施策を、効果的かつ効率的に実施していると評価できる。

一方、「ドラッグ・ラグ」の解消にあつては平成 19 年度からの 5 年間で上市までの期間を 2.5 年短縮、「デバイス・ラグ」の解消にあつては平成 21 年度からの 5 年間で開発から承認までの期間を 19 ヶ月短縮する目標を達成することとされており、評価結果を踏まえ、更なる審査の迅速化を図るため、今後も引き続き審査人員の増員を進めるとともに、新しい審査方式の導入、審査事務処理期間については「優先審査品目」と「通常品目」に細分化して進捗状況管理等に取り組むものとする。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

### ○ 予算要求

評価結果を踏まえ、引き続き、有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を迅速に提供できるよう必要な施策を実施するための予算を要求することとした。

特に、審査の迅速化・質の向上への対応強化として、国内外で開発された有効で安全な医療機器の迅速な提供を可能とするための日米二国間協議を通じた医療機器同時開発・審査・承認のための検討等を進めているところであり、平成 22 年度には日本において国際会議を開催する予定であることから、医療機器国際共同開発・承認促進事業費を増額要求することとした。

（継続）

#### ・ 日本薬局方調査費

（平成 22 年度予算概算要求額：13 百万円〈平成 21 年度予算額：12 百万円〉）

#### ・ 日米欧三極治験相談推進事業費

（平成 22 年度予算概算要求額：12 百万円〈平成 21 年度予算額：12 百万円〉）

#### ・ 医療機器国際共同開発・承認促進事業費

（平成 22 年度予算概算要求額：11 百万円〈平成 21 年度予算額：4 百万円〉）

#### ・ 第三者認証機関整備費

（平成 22 年度予算概算要求額：1 百万円〈平成 21 年度予算額：1 百万円〉）

### ○ 機構・定員要求

評価結果を踏まえ、定員要求を行った。

(定員要求：審査調整官 1 名、医療機器国際専門官 1 名)

この他、新医薬品の開発から承認までの期間を平成 23 年度までに 2.5 年短縮することを目  
標とし、機構の審査人員を平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間で 236 名増員することとし  
ている。また、医療機器の承認審査についても一層の迅速化が求められており、新医療機器  
の開発から承認までの期間を平成 25 年度までに 19 ヶ月短縮することを目標とし、機構の審  
査人員を平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間で 104 名に増員することとしている。

【事例3】政策分野：水産物の安定供給の確保

目標：①低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

指標：（ウ）主な栽培漁業対象魚種及び養殖業の生産量の確保

本件評価の優れている点

- [ア] 目標に関し達成すべき水準が数値化（主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量：平成23年度までに1,798千トン）により明確化されている。
- [イ] 目標の設定及び政策効果の把握がアウトカム指標によって定量的（主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量：20年度実績値：1,769千トン）に行われている。
- [ウ] 目標を達成できていないものについて、その要因を明らかにしている。

府省名 農林水産省

1 反映状況の分類

評価対象施策の見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）

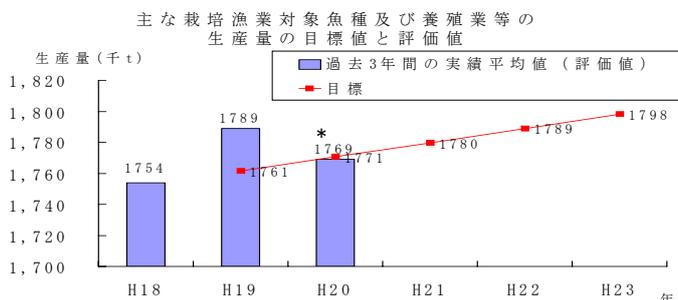
2 評価対象政策の概要

国民に対して新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、水産資源の回復・管理を推進することが必要。

3 評価対象政策の目的・目標

[ア] 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

（基準値：平成18年度：1,754千トン → 目標値：平成23年度：1,798千トン）



\*：平成20年度の実績値は、明石の沈船事故の影響により主産県である兵庫県のノリ養殖が大幅な減産を余儀なくされたため、通常過去3年の平均値を用いるところ、ノリについては18、19年の平均値を使用した。

4 評価結果の概要

計画的生産を着実に進めるため、[ウ] 20年度の実績値が目標値に達しなかった主要な原因であるさけ・ます類の回遊量の減少について、その原因究明を進めるとともに、大型種苗の放流を推進するほか、栽培漁業及び養殖による生産量の確保に向けた取組を一層進める必要がある。

- [イ] 20年度目標値：主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量 1,771千トン
- [イ] 20年度実績値：1,769千トン(Bランク)

5 評価結果の予算要求等への反映状況

評価結果を踏まえ、積極的に資源造成させる種苗生産などを充実させるため、水産増養殖等振興対策費の事業内容の一部見直しを図り、さけ・ます類の大型種苗の放流に対する支援のほか、効率的に栽培漁業を実施するための広域種苗生産体制の構築、養殖用配合飼料の価格安定制度の構築等に対する支援を新たに実施する。また、強い水産業づくり交付金において、さけ・ます資源の造成を強化する。

なお、さけ・ます類の回遊量減少については、独立行政法人水産総合研究センターにおいて、関係機関との連携を図りながら原因究明を進めている。

- ・ 水産増養殖等振興対策費

（平成 22 年度予算要求額：1,515 百万円〈平成 21 年度予算額：1,390 百万円〉）

- ・ 強い水産業づくり交付金

（平成 22 年度予算要求額：7,472 百万円〈平成 21 年度予算額：7,674 百万円〉）

※ 水産増養殖等振興対策費のうち資材コスト変動対策として 22 年度新規要求の養殖用配合飼料価格安定事業（209 百万円）を除いた継続事業分については、1,306 百万円となる。

#### 【事例4】 出入国の公正な管理

##### 本件評価の優れている点

- [ア] 目標に関し達成すべき水準が数値化（不法滞在者数半減、空港での審査に要する最長待ち時間 20 分以下）により明確化されている。
- [イ] 目標の設定及び政策効果の把握がアウトカム指標によって定量的（空港での審査に要する最長待ち時間）により行われている。
- [ウ] 評価結果の反映状況が、予算の効率化に資するものとなっている。

府省名	法務省
-----	-----

##### 1 反映状況の分類

評価対象政策の見直し（評価対象政策の一部の取りやめ）（事後評価）

##### 2 評価対象政策の概要

不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。

##### 3 評価対象政策の目的・目標

###### <目的>

不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。

###### <達成目標>

- [ア] 平成 20 年末における我が国における不法滞在者数を 12.5 万人以下とする。
- [ア] 空港での審査に要する最長待ち時間を 20 分以下とする。

##### 4 評価結果の概要

不法滞在者半減に向けて着実な取組を実施してきたところ、[イ]平成21年1月1日現在の本邦における不法残留者数は11万3,072人で、前年同期と比較して24.5パーセントの減少となっており、平成20年度における取組が妥当であったと評価できる。また、不法入国者についても、平成16年に推計約3万人であったものが、平成21年1月1日現在、推計約1万5千人から2万3千人と考えられるまでに減少している。

※ 不法滞在者数は、不法残留者数に不法入国者数（推定値）を加えたものである。

[イ]成田及び中部国際空港等の主要空港では、目標値である最長待ち時間を年平均では20分以下とすることはできなかった。しかしながら、平成20年11月、12月において、成田空港及び中部空港では目標を達成しているなど、平成20年度における審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げたものと考えられる。

出入国管理を厳格に行うため、指紋等の個人識別情報を活用した入国審査を実施している。このような状況で、国際交流の増進を図るためには、A P I S の効果的な活用やセカンダリ審査の実施等により、入国審査を迅速化・円滑化させる必要があり、妥当な取組であると考えている。

[ウ]評価にあわせて無駄削減の観点から点検したところ、プレクリアランスの見直しと到着時審査前の出入国カードの点検の適切な実施方策の検討などを行い、待ち時間短縮に向けた施策の更なる効率化を図るなど今後ともより適切に実施することとしている。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

〔予算要求に反映〕

〔ウ〕政策評価の結果、一定の効果がみられるものの、財務省の予算執行調査結果を踏まえ、プレクリアランス事業を休止することにより、予算の減額要求を行った。

（平成 22 年度予算要求額：0 千円 〈平成 21 年度予算額：47,779 千円〉）

【事例5】地震再保険事業の健全な運営

本件評価の優れている点

- [ア] 目標に関し達成すべき水準が数値化（地震保険の普及率：21.4%より上昇）により明確化されている。
- [イ] 目標の設定及び政策効果の把握がアウトカム指標によって定量的（地震保険の普及率：21.4%より上昇）に行われている。
- [ウ] 評価結果の反映状況が、予算の効率化に資するものとなっている。

府省名 財務省

1 反映状況の分類

評価対象政策の見直し（評価対象政策の一部の取りやめ）（事後評価）

2 評価対象政策の概要

地震再保険特別会計の地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要。また、官民を通じた制度全体の適切な運営を図る必要があることから、保険会社等に対して、地震保険検査を実施するとともに、地震保険の普及活動等を積極的に行うよう指導・助言を行っているほか、政府自らも普及のための広報活動を行っている。

3 評価対象政策の目的・目標

地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としており、この目標を実現するためには、地震再保険特別会計の地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要である。

【業績指標】

業績指標	目標値
地震保険の普及率の推移	[ア]21.4%より上昇（20.8%以上かつ前年度より上昇）
地震保険検査先数の推移	5社程度

4 評価結果の概要

地震再保険特別会計については、「行政改革の重要方針」を受け、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において、「平成20年度末までに、再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。」とされ、これを受け、民間における再保険事業の動向や民間保険の支払能力等を注視しつつ、有識者及び損保業界等との地震保険に関する連絡会等を開催するなど、平成20年度末に向け再保険機能の取扱いについて広範囲な視点から検討を進めるとされた。

その結果、再保険機能に係る事務事業の在り方について、国の関与が不可欠であり、再保険による国の関与の方法が適当であるといった地震保険制度に関する有識者等からの意見を踏まえて検討した結果、超長期で収支が相償する地震保険の特殊性、安定的な保険支払能力の確保及び収支の明確な区分経理による透明性の確保等を勘案し、地震再保険特別会計において経理する現行スキームを引き続き活用することとした。

また、地震保険の普及を図るため、ポスター作成及び新聞等の広告媒体を利用した広報活動を行い、今回よりインターネットにおけるバナー広告も実施した。また、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、損害保険会社に対し検査を実施し、その際に、併せて地震保険契約の一層の普及促進を促した。

[イ]地震保険の普及率については、前年度対比で1.1ポイントの上昇となり22.5%（暫定値）となったこと、また、地震保険検査先数についても、5社検査を実施した。

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定 根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
地震保険の普及	地震保険の普及率	%	-	20.8	21.4	22.5 (暫定値)	20.8%以上かつ前年度(21.4%)より上昇	再保険事業の目的は地震保険の普及による被災者の生活安定であり、諸施策の結果が普及率に反映されることから、実績評価の指標としては引き続き普及率を用いることとする。
	地震保険検査先数	社	-	6	5	5	5社程度	地震保険を取り扱う損害保険会社に対して実施する調査であることから、引き続き検査先数を用いることとする。

本制度の目的は、地震保険の普及を通じて、被災者の生活の安定に寄与すること（地震保険に関する法律第1条）であることから、今後とも以下の事項に取り組んでいくことが必要である。

- 引き続き地震保険制度の普及拡大のために、着実に広報活動を実施していくとともに、実施したポスター掲示等の広報活動の効果測定方法の検討（普及率の推移とともに、アンケート方式を活用した周知状況等についての効果測定）を行う。また、広報手段・内容についても（どのような広報媒体・内容が最も効果的か等）引き続き検討を行う。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

政策評価結果及び執行状況を踏まえ、<sup>[ウ]</sup>広報手段・内容について効率的・効果的な事業実施の観点から検討を行った結果、広報事業については損害保険業界においても同様な手法により実施していること、同業界が行う事業について助言等を行うことにより一体的に実施するなどにより、特会単独の広報事業は廃止し、平成22年度予算要求を行わないこととした。（平成21年度広報経費予算額：19,515千円）

【事例6】独占禁止法違反行為に対する措置（平成20年度）

本件評価の優れている点

[ア] 政策効果の把握が多様な手法で定量的（違反事件の処理件数・消費者利益・社会的認知等）に行われている。

府省名	公正取引委員会
1 反映状況の分類	
評価対象政策の見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）	
2 評価対象政策の概要	
独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。	
3 評価対象政策の目的・目標	
独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について2か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
4 評価結果の概要	
<p><b>（必要性）</b></p> <p>公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正なる運用が必要不可欠である。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <p>○ <u>[ア]平成20年度においては、17件の法的措置を採っているところ、様々な分野における多様な違反類型の事件、溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る価格カルテル事件について刑事告発を行うなどインパクトのある事件を処理したこと、納付を命じ確定した課徴金額について事業者1社当たりの課徴金額が3億1076万円と過去最高額であること、また、</u>  <u>[ア]不当廉売事案について迅速処理による注意件数が3,654件と過去最高であるなど、独占禁止法違反行為に対して厳正・迅速に対処するという目標を達成していることから有効であったと評価できる。</u></p> <p>○ <u>[ア]平成20年度に行った措置に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、告発に関する報道が突出して多く、次いで法的措置となっており、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処することによって独占禁止法違反事件の内容等が広く社会に認知されることとなった。このように独占禁止法違反事件が多くの報道を通じ社会に認知されることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与することが期待される。また、</u>  <u>[ア]法的措置を採ったことにより、少なくとも4,079億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。</u></p> <p><b>（効率性）</b></p> <p>○ 平成20年度における法的措置を採った事件の審査期間についてみると、平均で約11か月となっており、昨年度に比して、約2か月多くの時間を要している。これは、平成20年度には、価格カルテル事件（取引相手先数が多く、事件ごとの取引実態の違いが大きい。）や優越的地位の濫用（今後の取引関係を懸念して不利益を被った事業者から供述を得ることが困難であり、不利益を被った事業者の数が多い。）など、違反事実の解明に期間を要する事件を数多く取り上げているためと考えられる。</p>	

- 平成 20 年度における排除措置命令等を行った課徴金納付命令の対象となり得るカルテル・入札談合事件 11 件のうち 8 事件について、課徴金減免制度が適用されたことが明らかにされていることから、当該制度の活用により、効率的にカルテル・入札談合事件が処理されたものと考えられる。
- 平成 20 年度におけるすべての措置（カルテル・入札談合以外の違反行為に係る法的措置及び告発、警告を含む。）に要した費用は約 41 億円であるところ、約 4,079 億円の消費者利益の保護を達成している点から、事件処理の効率性が評価できる。
- 不当廉売事案のうち、酒類及び石油製品の 2 品目について、2 か月以内に処理した件数は 2 品目合計件数の過半数となっているが、家庭用電気製品については、2 か月以上の期間を要した事案がほとんどであった。

**（反映の方向性）**

- 不当廉売に係る申告については、平成 20 年度においては前年度に比して約 2 倍に当たる 9,668 件の申告が寄せられており、これまで進められてきた審査体制の強化のスピードを上回る勢いで急激に増加している。これに対して引き続き迅速かつ厳正に対処するために、より一層の審査体制の強化が必要である。
- 処理する事件の複雑化等に伴い平均処理期間が長期化しており、加えて独占禁止法の改正によって新たに課徴金の適用対象となる違反行為に係る課徴金の算定等のための業務量が増加することから、今後とも、審査事件の迅速かつ厳正な処理を行うために審査体制の強化が必要である。
- 犯則審査権限の導入以降、毎年度、刑事告発を行っているところ、平成 20 年度においても 1 件の刑事告発を行っている。今後とも、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、そのためには、犯則調査権限を十分に活かすことができるよう、内部研修等の充実による犯則事件の審査能力の一層の向上のほか審査体制の強化が必要である。
- 規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、これまで以上に事件処理を迅速に行うことが求められている。このため、引き続き、審査体制の強化を図るとともに、重点分野へのリソースの有効活用、職員の審査能力の向上を図っていく必要がある。

**（総合的評価）**

法的措置による多様な事件の処理、納付を命じ確定した課徴金額について事業者 1 社当たりの課徴金額が過去最高額であることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正かつ迅速に対処するという目標を達成している。

**5 評価結果の予算要求等への反映状況**

**〔予算要求に反映〕**

評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求において、国際カルテル事件等への厳正対処のため審査関係の経費、不公正な取引方法（不当廉売、優越的地位の濫用等）に対する迅速な対処のための審査関係の経費、証拠収集技術向上のための研修を充実させるための経費を要求している。（平成 22 年度予算要求額：237 百万円〈平成 21 年度予算額：206 百万円〉）

**〔機構・定員要求に反映〕**

評価結果を踏まえ、平成 22 年度機構・定員要求において、上席審査専門官（国際カルテル担当）の新設、及び、厳正・迅速な処理が求められる不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法事件を担当する審査専門官 30 名の増員を要求している。

## 【事例7】 公的統計の体系的な整備・提供

### 本件評価の優れている点

[ア] 目標の設定及び政策効果の把握が定量的（一部アウトカム指標：統計ページアクセス件数）に行われている。

府省名	総務省
1 反映状況の分類	
評価対象政策の見直し（事後評価）	
2 評価対象政策の概要	
<ul style="list-style-type: none"><li>我が国の統計全体の体系的整備、統計の信頼性の確保、報告者負担軽減等の観点から、統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。</li><li>統計調査の量的・質的内容の向上を図り、統計利用者のニーズに応じた統計を提供する。</li><li>統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報的確な提供を実施する。</li></ul>	
3 評価対象政策の目的・目標	
公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。 特に、新統計法の成立を踏まえ、統計制度改革を着実に推進する。 また、統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善について検討する。	
4 評価結果の概要	
○ 評価結果 経済・社会の環境変化に対応した統計体系の整備を図るため60年ぶりに統計法の全面改正を実施したこと及び統計調査を確実に実施し、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等目標（値）を設定した指標及び参考となる指標双方（注）ともほぼ目標を達成できていることから、基本目標の達成に向けた着実な取組がなされている。 （注） <u>[ア] 指標の例：統計調査員任命数に占める登録調査員の割合、統計調査結果の提供状況（政府統計の総合窓口（e-Stat）の総務省所管統計ページアクセス件数）、統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況</u>	
○ 政策の課題と取組の方向性 様々な経済・社会の環境変化に伴い、ニーズに応じた統計を整備・提供すること又統計調査を実施する環境を整備することが政策の課題となっている。 それらの諸課題については、公的機関が作成する統計を体系的・効率的に整備し、より一層有効に活用されるようにするため新しく制定された統計法、その統計法に基づき公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（「基本計画」）に従い、今後の統計行政、統計調査の見直しを行い、公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進していくために取り組む。 国勢の基本に関する統計の作成については、国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査の改善等についての検討を行う。また、「基本計画」において示された措置、方策等について着実に実施するため、その実施に当たり具体化が必要な事項について検討を行う。	
5 評価結果の予算要求等への反映状況	
公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進するため、評価結果を踏まえ、以下の措置を講じた。	

〔予算要求に反映〕

- 国勢の基本に関する統計のうち、最も基本的な統計調査である平成22年国勢調査の実施に当たり、調査の円滑な実施を確保するため、照会・苦情への対応を一元的に行うコールセンターを設置するための経費を要求した（平成22年度予算要求額：15.8億円）。
- 国勢の基本に関する統計を適時的確に作成していくため、経常的に実施している統計調査（労働力調査等）及び周期的に実施している統計調査（平成22年国勢調査等）などに要する経費に係る予算を引き続き要求した。（平成22年度予算要求額：718.6億円〈平成21年度予算額140.4億円〉）。
- 新しく制定された統計法、「基本計画」に基づく施策（基本計画の内容を推進するための調査「サービス活動の計測に関する国民的需要調査」等の実施）の推進、地方における統計組織の確保等に必要な経費を要求した（平成22年度予算要求額：約124.2億円）。

〔機構・定員要求に反映〕

- 国勢の基本に関する統計を適時的確に作成していくため及び事業所母集団データベース整備のための体制整備を図るため、企画官（省令職）の新設をそれぞれ要求した。（機構要求）
- 国勢の基本に関する統計を適時的確に作成するため、統計局統計調査部に9人の増員を要求した。（定員要求）
- 統計法の規定に基づき作成された「基本計画」を踏まえて、産業関連統計の体系的整備に推進に係る事務の体制強化のため、政策統括官（統計基準担当）室に専門官1人の増員を要求した。（定員要求）

## 【事例8】矯正施設における適正な処遇の実施

### 本件評価の優れている点

- [ア] 目標に関し達成すべき水準が数値化（前年度増）により明確化されている。
- [イ] 目標の設定及び政策効果の把握が定量的（一部アウトカム指標：資格の取得状況）に行われている。
- [ウ] 評価結果の反映状況が、予算の効率化に資するものとなっている。

府省名	法務省
1 反映状況の分類	
評価対象政策の見直し（評価対象政策の一部の取りやめ）（事後評価）	
2 評価対象政策の概要	
被收容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。	
3 評価対象政策の目的・目標	
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>受刑者及び少年院在院者等に対し、適正な矯正処遇を実施し、その改善更生・社会復帰を図る。</p> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として職業訓練を実施することとし、<u>[ア] 刑事施設における職業訓練の実施状況（職業訓練受講者数、受刑者数に対する職業訓練受講者数の割合（職業訓練受講率）資格・免許の取得者数等）につき、対前年度増とする。</u></p>	
4 評価結果の概要	
<p><u>[イ] 受刑者数の減少により職業訓練受講者数を増加させることはできなかった（113人減）。しかし、受刑者数に対する職業訓練受講者数の割合は上昇（0.3%）しており、資格・免許の取得者数についても増加（739人）が見られたことから、総じて有効であったと評価できる。</u></p> <p><u>[ウ] 評価にあわせて無駄削減の観点から点検したところ、刑事施設における建替え工事等の修繕作業に従事する建設関連技能受刑者を養成するための経費が、「直営工事に必要な職業訓練」として予算措置されていたところ、同経費については、一般職業訓練と区別して実施する必要性が薄らいでいる。</u></p>	
5 評価結果の予算要求等への反映状況	
<p>[予算要求に反映]</p> <p><u>[ウ] 直営工事職業訓練の実施については、以前に比べ直営工事による新営・改築工事の件数が減少している状況において、直営工事に則した建築技能者養成という職業訓練の実施目的そのものが薄らいでいるため、無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点から、平成22年度概算要求において、当該訓練分の予算の減額要求を行った。</u></p> <p>（平成22年度予算要求額：0千円 〈平成21年度予算額：6,581千円〉）</p>	

【事例9】国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

本件評価の優れている点

- [ア] 目標の設定及び政策効果の把握が定量的（一部アウトカム指標：審理期間が2年以内であったものの率）に行われている。
- [イ] 評価結果の反映状況が、予算の効率化に資するものとなっている。

府省名	法務省
1 反映状況の分類	
評価対象政策の見直し（事後評価）	
2 評価対象政策の概要	
国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。	
3 評価対象政策の目的・目標	
裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行するため、①訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び②法律意見照会制度の積極的利用の促進を目標として、種々の施策を実施することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。	
4 評価結果の概要	
<p>訟務組織における人的・物的体制の充実・強化に当たっては、①準備書面作成支援システムの充実、②新たに導入したモバイルパソコンの活用により争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、③各種会議等の開催による訟務担当者の能力向上への寄与を図った。</p> <p>また、法律意見照会制度の積極的利用の促進に当たっては、④所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進、⑤法律意見照会事例集の活用により、法律意見照会事件数が前年度比で18件増加したことなどから、積極的利用が図られた。</p> <p>ところで、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護し、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施により一層寄与することとなり、その必要性は大いに認められるところである。</p> <p>また、上記に掲げた施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきた裁判を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させることになり、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟追行をすることができるという点で効率的である。</p> <p>[ア] <u>上記に掲げた施策の実施により、本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率（84.2%）は前年度（82.3%）を上回っている。</u>これは、上記目標を実現するためのいずれの施策も訴訟追行の適正・迅速化に直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと考えられ、それぞれの施策が的確かつ有効な手段であったといえる。</p> <p>[イ] <u>評価にあわせて無駄削減の観点から点検したところ、所期の効果が一定程度発揮されているが、平成21年度においては、訟務遂行に必要な会議の見直しを図り、経費の節減を含めた効率的かつ適正な執行を実施していくこととしている。</u></p>	

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

〔予算要求に反映〕

〔イ〕評価結果を踏まえ、訟務追行に必要な各種会議に係る旅費（会議及び連絡旅費）の見直しを行うことにより、予算の減額要求を行った。

（平成 22 年度予算要求額：4,473 千円 〈平成 21 年度予算額：9,136 千円〉）

【事例 10】生涯を通じた学習機会の拡大（施策目標 1－2）

本件評価の優れている点

- [ア] 目標の設定及び政策効果の把握がアウトカム指標によって定量的（生涯学習フェスティバル開催県の人口に対する参加者数の割合が 40～30%等）に行われている。
- [イ] 政策の効果を測る指標について、それぞれ評価を S～C の 4 段階に分類し、判断基準を明確に示している。

府省名	文部科学省
1 反映状況の分類	
評価対象政策の見直し（評価対象政策の一部の取りやめ）（事後評価）	
2 評価対象政策の概要	
高度な体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関等において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。	
3 評価対象政策の目的・目標	
○ 達成目標 1－2－2	
民間教育事業者等の協力を得つつ、地域における生涯学習概念の普及・啓発を図るとともに、民間教育事業者等の活動を支援することで生涯学習の機会を整備し、生涯学習の一層の振興を図る。	
【判断基準】	
判断基準 イ	生涯学習フェスティバル開催県の人口に対する参加者数の割合 S＝生涯学習フェスティバル開催県の人口に対する参加者数の割合が 40%以上 A＝生涯学習フェスティバル開催県の人口に対する参加者数の割合が 40～30% B＝生涯学習フェスティバル開催県の人口に対する参加者数の割合が 30～20% C＝生涯学習フェスティバル開催県の人口に対する参加者数の割合が 20%未満
判断基準 ロ	生涯学習フェスティバルの来場者アンケートに占める「生涯学習」に“非常に興味がわいた”、“少し興味がわいた”の合計割合の推移 S＝合計割合が、過去 3 カ年度の参加者割合の合計割合の平均と比較して、5%以上増加している A＝合計割合が、過去 3 カ年度の参加者割合の合計割合の平均と比較して、増加している B＝合計割合が、過去 3 カ年度の参加者割合の合計割合の平均と比較して、減少している C＝合計割合が、過去 3 カ年度の参加者割合の合計割合の平均と比較して、5%以上減少している
判断基準 ハ	文部科学省認定社会通信教育の受講者総数の推移 S＝平成 20 年度の受講者数の平均を過去 3 カ年度の受講者数の平均と比較し、5%以上増加している A＝平成 20 年度の受講者数の平均を過去 3 カ年度の受講者数の平均と比較し、増加している B＝平成 20 年度の受講者数の平均を過去 3 カ年度の受講者数の平均と比較し、減少している C＝平成 20 年度の受講者数の平均を過去 3 カ年度の受講者数の平均と比較し、5%以上減少している
4 評価結果の概要	
今年度の評価結果は以下のとおり。	
○ 達成目標 1－2－2	
平成 20 年度に開催した生涯学習フェスティバルについては、開催県の人口に対する参加者数の割合が 30%未満であり、また、来場者アンケートに占める「生涯学習」に“非常に興味がわいた”、“少し興味がわいた”の合計割合も過去 3 カ年度の参加者割合の合計割合の平均と比較して減少しているため、十分に目標を達成できなかったものと判断した。	
文部科学省認定社会通信教育については、平成 20 年度の受講者数と過去 3 カ年度の受講者数の平均を比較したところ、直近 3 カ年の数字と比較して 5%以上減少しているため、十分に目標を達成できなかったものと判断した。	

(指標)

		16	17	18	19	20
指標イ	開催県人口に対する参加者数の割合 [%]	31	46	27	41	$\frac{27}{(B)}$
指標ロ	来場者アンケートに占める「生涯学習」に“非常に興味がわいた”、“少し興味がわいた”の合計割合 [%]	91.3	87.0	88.9	89.2	$\frac{87.0}{(B)}$
指標ハ	文部科学省認定社会通信教育の受講者総数 [千人]	129	113	103	91	$\frac{83}{(C)}$

(参考指標)

	16	17	18	19	20
生涯学習フェスティバル参加者数 [千人]	466	281	812	811	554

(事業アウトプット)

民間教育事業者への支援を通じて学習機会が提供された。また民間教育事業者との連携を通じて生涯学習概念が普及・啓発された。

(施策への反映)

生涯学習フェスティバルが事業開始から20年を経過し、「生涯学習の啓発」という当初の目的はある程度達成できたと考えられることから、今後、より社会や時代の変化に対応した事業としていくため現状の見直し及び今後の在り方に関する検討を行い、平成22年度以降の取組に反映させていく。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

### ○ 達成目標1-2-2

生涯学習フェスティバルが事業開始から20年を経過し、「生涯学習の啓発」という当初の目的はある程度達成できたと考えられる。その一方で、教育基本法第3条に定められている「学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現」が重要な課題となっていることを踏まえ、生涯学習を通じた社会の諸課題の解決を図るためのモデルづくりを一層重視したものとするなど、事業の内容・構成を変更する。

## 【事例 11】情報産業強化

### 本件評価の優れている点

[ア] どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られるとするのか、その状態が明らかにされている（平成 23 年度に情報通信機器・デバイス産業の付加価値額 19 兆円等）とともに、効率性・費用対効果についての考え方を明らかにしている。

府省名 経済産業省

### 1 反映状況の分類

評価対象政策の見直し等（事前評価）

### 2 評価対象政策の概要

情報経済社会の発展を支える質の高い製品・サービスが提供され、次世代の情報経済社会を支える基盤の構築・発展が図られる上で不可欠な、我が国情報産業の競争力の強化を図る。

### 3 評価対象政策の目的・目標

[ア] 【情報通信機器・デバイス産業及び情報サービス・ソフトウェア産業の付加価値額】

指標	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値
情報通信機器・デバイス産業の付加価値額（兆円）	16.0	16.3	17.0	-	19.0（H16 年度比約 30%増）（H23 年度）
情報サービス・ソフトウェア産業の付加価値額（兆円）	10.9	11.1	13.0	-	13.6（H16 年度比約 25%増）（H27 年度）

（出典）経済産業省簡易延長産業連関表（固定価格）（平成 12 年基準）

#### (1) 情報通信機器・デバイス

情報経済社会を形成する上で必要不可欠な基盤技術である情報通信機器・デバイス等に関しては、「革新的な技術の確立」と「その開発成果の普及促進」を図る。

#### (2) 情報サービス・ソフトウェア

経済社会システムの信頼性確保に大きく寄与するソフトウェアに関しては、品質、信頼性及び生産性の向上や産学官の開発リソースの連携強化により、「技術開発、ソフトウェアエンジニアリングの開発等」を積極的に推進する。

### 4 評価結果の概要

（総合的評価）

企業の生産、物流、顧客管理のためのソフトウェアや携帯電話、情報家電等の製品の中にある組込ソフトウェアのように、今やあらゆる企業活動で IT 化が進展している中、IT による生産性の向上は企業競争力を維持強化する上で不可欠な要素である。しかしながら、我が国産業の IT 投資効率の低さが指摘されているため、必要な対策を講じる必要がある。

（必要性）

IT 投資効率を向上させるために、IT 投資の対象を機能毎に「差別化につながる競争領域」と「各社が協働して対応すべき非競争領域」に峻別し、「選択と集中」を促していくことが効果的であるが、競争関係にある企業が、このような戦略的な投資に向かうためには、どのような領域を、自らにとっての非競争領域にするかということの精査を進めるための情報を得る必要があり、その際、企業相互の情報共有や意見交換が必要となる。しかしながら、従来の慣行や産業構造を背景に、企業間の自立的な連携に委ねるだけでは、国際的な劣位を克服することは困難である。このため、例えば、ソフトウェアの共通化のための業務手順や

製品仕様の標準化、ソフトウェア開発に携わる人材育成等の基盤的な領域に着目し、関連企業の協働による共同開発等に対する国の関与・支援を行うことにより、企業のIT投資の選択と集中を加速化させることが必要である。

また、情報処理を必要とする個人・企業による新形態の利用拡大の可能性は潜在的に存在し、世界の情報サービス市場におけるIT資源の提供形態は今後大きく変革していくものと見込まれる。しかしながら、個別のIT資源で顕在化しているプログラム行数の増大、生産性・相互運用性の低下、システム障害の多発と影響の拡大といった課題が、“連携する社会”の下で更に深刻化することが予見されることから、これを支える次世代IT基盤に必要な技術開発等を実施する必要がある。

(効率性)

#### 1 情報通信機器・デバイス

[ア] 共同の基盤となる技術の開発・標準化は、情報産業内で企業毎にバラバラに行われていた同一分野に対する研究開発投資の無駄を削減するとともに、競争優位、差別化の確立につながる技術への投資が可能となることから、効率性・費用対効果は高いと考えられる。

#### 2 情報サービス・ソフトウェア

現在、システムに関するトラブルが頻発しており、リコールなどトラブルの解決に要する費用は全国的に相当程度大きい中、システムエンジニアリングの開発・普及等が行われることにより、トラブルの大幅な低減が見込まれるため、社会全体のロスから見た場合の費用対効果は高いと言える。また、中小企業を含む多くの企業が開発する様々な情報システム・ソフトウェアの信頼性・生産性の向上に貢献するシステムエンジニアリング等の開発を、国が主導して業種横断的に取り組むものであるため、個別企業が取り組む場合に比べ、重複投資を避けることができ、費用対効果は高いと言える。

(有効性)

#### 1 情報通信機器・デバイス

本施策の実施により、企業における効率的な研究開発の推進と、研究開発プロジェクトを通じた産学官の連携などの整備が行われ外国企業との競争条件のイコールフットイング化や高信頼性、低消費電力化などの基盤技術開発を通じた製品・デバイスの差別化が促され、国際競争力ある情報家電・情報通信機器産業が育成されうる効果が期待されることから、施策の目的に合致した展開である。

#### 2 情報サービス・ソフトウェア

民間企業のみでは秘匿性の観点から収集不可能な情報を収集し、解析を行うことなどによりシステムエンジニアリング手法が開発され、その有効性が個別企業の単位を超えて業種横断的に実証され、中小企業を含む産業界に広く活用されることにより、現在課題となっているシステムの信頼性及びその開発効率の向上、さらには我が国経済社会全体の信頼性の向上が期待されるものである。また、国際的にシステム開発プロセス等に関する標準化に向けた取組が加速する中、当該分野の標準化が我が国発で数年以内の実現されることが期待されるため、我が国産業の国際競争力確保の観点から有効といえる。

次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業で開発・実証される技術を装備したIT資源は、特定の分野に対して費用削減やデータ連携・共有の容易化等のメリットをもたらすのみならず、高い信頼性等が要求されるエネルギー、交通システム、ものづくり中小企業等の広い分野に適用され、企業の競争力強化につながることから、波及効果が大きい。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

- ・「ITとサービスの融合による新市場創出促進事業」(減額要求)
- ・「次世代回路アーキテクチャ技術開発事業」(増額要求)
- ・「ナノエレクトロニクス半導体新材料・新構造技術開発」(減額要求)
- ・「次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業」(新規要求)
- ・「中小企業システム基盤開発環境整備事業」(新規要求)
- ・「次世代半導体材料・プロセス基盤プロジェクト(MIRAI)」(減額要求)
- ・「立体構造新機能集積回路(ドリームチップ)技術開発」(減額要求)
- ・「スピントロニクス不揮発性機能材料技術開発」(減額要求)
- ・「IT投資効率向上のための共通基盤プロジェクト」(21年度で終了)
- ・「産学連携ソフトウェア工学実践事業」(21年度で終了)
- ・「セキュア・プラットフォームプロジェクト」(21年度で終了)
- ・「情報大航海プロジェクト」(21年度で終了)

【事例 12】 施策目標：総合的なバリアフリー化を推進する

業績指標：交通アドバイザー会議における意見への対応件数

本件評価の優れている点

[ア] 目標に関し達成すべき水準が明確化されている。

[イ] 目標の設定及び政策効果の把握が定量的（交通アドバイザー会議における意見への対応件数）に行われている。

府省名 国土交通省

1 反映状況の分類

評価対象政策の見直し（評価対象政策の一部の取りやめ）（事後評価）

2 評価対象政策の概要

（指標の定義）

交通アドバイザー会議におけるアドバイザーからの意見に対し、国が行う施策又は地方自治体、公共交通事業者等が行う取組（以下「施策等」という。）について、現行施策等の見直し・改善を行うこと又は新規施策等を講じること等（以下「改善等」という。）により、交通消費者のニーズを充足する対応が行われたと判断される件数。

毎年各運輸局等が公表する交通消費者行政レポート等において掲載される、各支局開催の会議のアドバイザーの意見に対する対応件数をもって、本業績指標の対応件数とする。

3 評価対象政策の目的・目標

交通アドバイザー会議における業績指標を設定するにあたっては、アドバイザーの意見に対する対応は会議開催件数に比例して行われることが望ましいこと、平成 14 年度から平成 18 年度の過去 5 年間に於ける会議開催件数の平均が約 44 件であること等に鑑み、[ア]アドバイザーからの意見に対して、施策等の改善等を行っているものと判断される対応件数を業績指標として設定するとともに、過去 5 年間の会議開催件数の平均である 44 件と同数の対応件数を目標値として設定し、当該件数を毎年度維持することとする。

4 評価結果の概要

- ・ 毎年度の目標達成に向け、交通アドバイザー会議について毎年度適切に開催し、利用者ニーズの把握に努めているところであり、[イ]平成 19 年度の意見への対応件数の実績値については 121 件と目標を達成したところであり、平成 20 年度においても同様の結果が見込まれることから、「A（業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している）」と評価した。
- ・ 当該会議については、公共交通機関の利用者から選任された交通アドバイザーからの利用者の視点に立った意見を把握し、公共交通機関が提供するサービスの改善や国土交通省の公共交通における利便性向上施策へ反映させるための情報収集体制を強化するものであり、今後も公共交通の利便性の向上に資するものとして有効な手段であると考えられる。その一方で、当該会議において寄せられる意見については、交通機関のバリアフリー整備に関するものが多くを占めているという現状があり、それらについてはバリアフリー新法に基づくスパイラルアップを目的としたバリアフリーネットワーク会議において吸い上げる方がより迅速かつ適切な対応を期待できることからバリアフリーネットワーク会議において対応することとし、交通アドバイザー会議は廃止することとなった。以上を踏まえ、当該業績指標について「3（施策の中止）」と位置付けることとした。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

評価結果、また、「政策の棚卸し」の観点から、交通アドバイザー会議の運営経費に係る予算について、平成 21 年度概算要求から行わないこととした。

【事例 13】 施策目標：総合的なバリアフリー化を推進する

業績指標：園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（①園路及び広場、②駐車場、③便所）

#### 本件評価の優れている点

[ア] 目標に関し達成すべき水準が数値化により明確化されている。

[イ] 政策効果の把握が定量的（園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合）に行われている。

府省名 国土交通省

#### 1 反映状況の分類

評価対象政策の見直し（事後評価）

#### 2 評価対象政策の概要

（指標の定義）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）に基づき、特定公園施設（注 1）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注 2）に適合した都市公園の割合。

（注 1）バリアフリー新法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注 2）「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で定める特定公園施設の新設、増設、改築を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

$$\textcircled{1} = \frac{\text{分子}}{\text{分母}} = \frac{\text{都市公園移動等円滑化基準に適合した園路及び広場が設置された都市公園の箇所数}}{\text{園路及び広場が設置された都市公園の箇所数}}$$

$$\textcircled{2} = \frac{\text{分子}}{\text{分母}} = \frac{\text{都市公園移動等円滑化基準に適合した駐車場が設置された都市公園の箇所数}}{\text{駐車場が設置された都市公園の箇所数}}$$

$$\textcircled{3} = \frac{\text{分子}}{\text{分母}} = \frac{\text{都市公園移動等円滑化基準に適合した便所が設置された都市公園の箇所数}}{\text{便所が設置された都市公園の箇所数}}$$

#### 3 評価対象政策の目的・目標

[ア] バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成 22 年までに園路及び広場約 45%、駐車場約 35%、便所約 30%を移動等円滑化することとしており、②駐車場及び③便所については、基本方針を踏まえた目標年度及び目標値を設定しているところ。一方、①園路及び広場については、社会資本整備重点計画の指標として位置づけており、社会資本整備重点計画の計画期間（H20－H24）に合わせ、平成 24 年までに全体の半分である約 5 割達成することを目標としている。

#### 4 評価結果の概要

[イ] 業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移している（平成 20 年度で園路及び広場約 45%、駐車場約 36%、便所約 29%）。今後も緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、平成 21 年度はバリアフリー化緊急支援事業を拡充した都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、都市公園のバリアフリー化に係る支援をより一層充実していくことから、A－1（業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している－施策の改善等の方向性を提示）と評価した。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

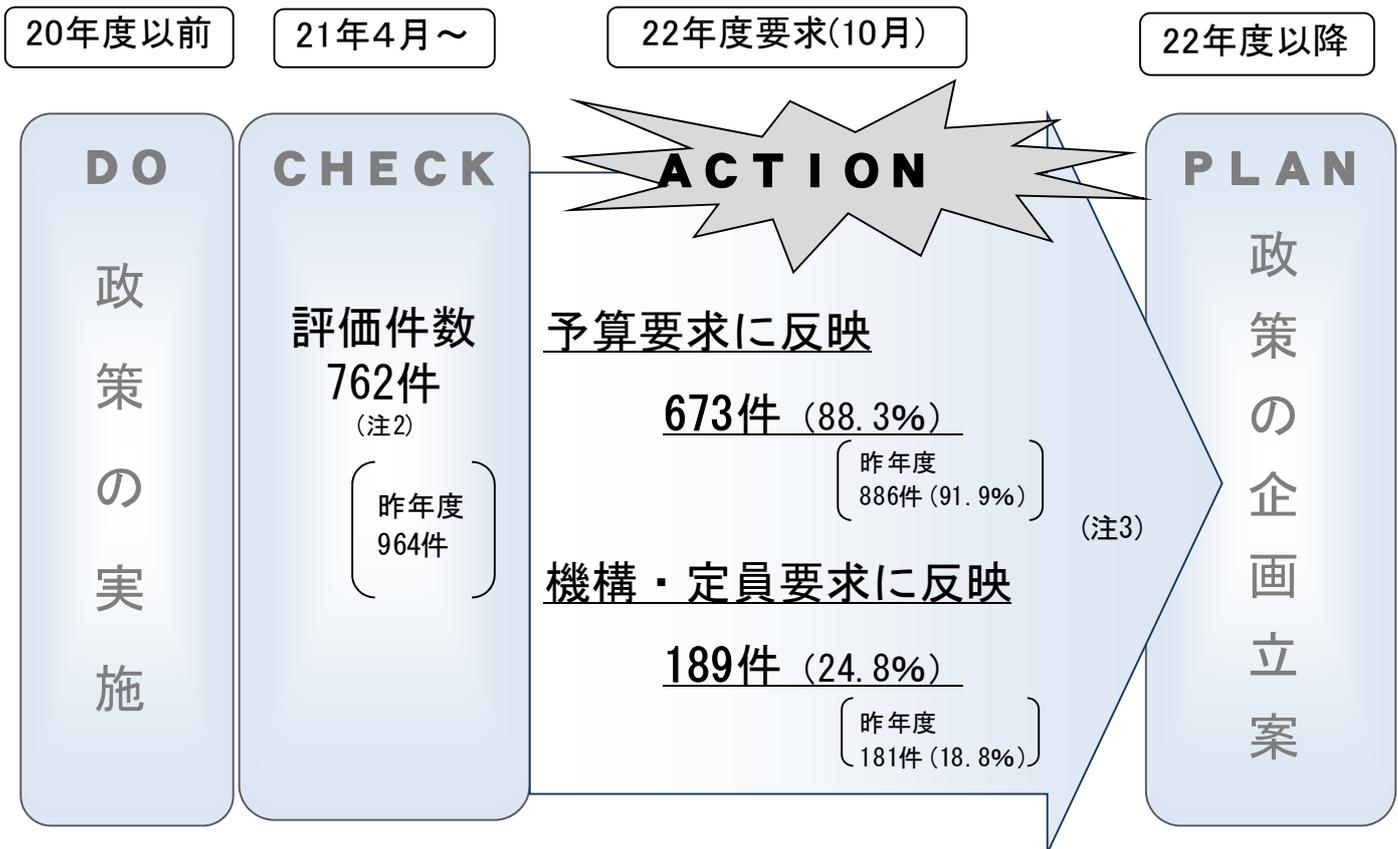
高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、平成22年度予算概算要求において、公園施設のバリアフリー化をはじめとした都市公園の総合的な安全・安心対策の推進に係る事業に対する配分額の重点化を行った。

## (参考) 今回のとりまとめ結果について

(報道資料「政策評価結果の予算要求等への反映状況」より抜粋)

### 政策評価結果の予算要求等への反映状況(全体像)

各府省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、所掌する政策について自ら評価を行い、その結果を政策に反映(注1)



(注) 1 政策評価の結果については、政策の企画立案作業(予算要求(定員等を含む。)、法令等による制度の新設・改廃といった作業)における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。

2 各府省は、予算要求等に反映するべく、概算要求までに評価を行う。このほか、政府予算案の決定を受け、予算配分をするための評価等が年度末に多く実施されている(各府省が一年間に実施する評価件数は例年約4,000件)。

各府省において概算要求までに実施した政策評価は1,571件であり、平成21年度予算を配分するために行った評価など22年度予算要求等に対応しないものを除いたものが、762件である。

3 評価件数762件と予算要求に反映した件数673件の差は、規制の事前評価など予算を伴わないものである。また、平成20年度以前に公表した政策評価の結果を22年度予算要求等に反映したもの(予算要求に反映56件、機構・定員要求に反映10件)があり、これらを含めると22年度予算要求に反映した件数729件、22年度機構・定員要求に反映した件数199件となる。

## 政策評価結果の予算要求等への反映状況(ポイント)

評価の結果、政策を見直して予算要求を行ったもの  
の<sup>(注1)</sup>

207件 (45.0%)

\* 昨年度: 35.3%

そのうち、  
政策の取りやめや効率化により、予算要求を行わなかった又は予算の減額要求を行ったもの<sup>(注2)</sup>

78件  
約998億円縮減<sup>(注3)</sup>

\* 今年度から把握

- (注) 1 評価結果を予算要求に反映したもののうち、これまでの取組を引き続き推進することとしたものを除いたものであり、政策（政策を構成する事務事業を含む。）について、複数事業の統合を行うなど重点化等したもの、一部取りやめたもの、予算の減額要求を行ったものである（32 ページ「平成 22 年度予算要求等への反映状況の一覧」参照（20 年度以前に実施した評価を含む））。
- 2 下記①～④に照らし、政策評価において予算の効率化に資すると判断したもののほか、評価書の記載や評価に際しての議論等を踏まえて、効率化・重点化の方向で改善すべきと判断したものである。
- ① 所期の効果が十分に発揮されておらず、縮小ないし廃止が適当と判断される事項がある。
- ② 所期の効果が発揮された結果、一定の行政目的が達成される等、縮小ないし廃止することが適当と判断される事項がある。
- ③ 所期の効果は発揮されているものの、更なる効率化の余地がある等と判断され、縮小することが適当と判断される事項がある。
- ④ 所期の効果が発揮されたかどうかにかかわらず（所期の効果の発揮について判断できない場合を含む。）、更なる効率化の余地がある等と判断され、縮小ないし廃止することが適当と判断される事項がある。
- 3 21 年度予算額と比較した場合の 22 年度要求における縮減額である。

# 平成22年度予算要求等への反映状況の一覧

行政機関名	事後評価の結果を予算要求に反映した件数				事前評価の結果を予算要求に反映した件数			計	評価結果を 機構・定員 要求に反映 した件数	予算の効率 化に資する 評価件数
	これまで の取組を 引き続き 推進	評価対象政策の見直し		評価対 象政策 の取 りやめ	うち、評価 対象政策 の見直し 等	うち、評価 対象政策 の取 りやめ	うち、評価 対象政策 の取 りやめ			
		うち、評 価対象政 策の重点 化等	うち、評価 対象政策の 一部の取り やめ							
内閣府	20(2)	7(1)	13(1)	4(1)	2(1)	0	0	5(1)	3	
公正取引委員会	5(8)	3(6)	2(2)	1(1)	0	0	0	3(1)	0(1)	
国家公安委員会・警察庁	28(1)	24(1)	4	4	0	0	0	22	0	
金融庁	13	6	7	0	0	1	0	17	1	
総務省	13(2)	7	6(2)	3	1(1)	11	2	10(1)	2(1)	
公害等調整委員会	2	0	2	1	0	0	0	0	2	
法務省	10	6	4	0	2	4	0	5	4	
外務省	40	20	20	13	2	23(22)	0	21	2	
財務省	19	17	2	0	2	0	0	13	1	
文部科学省	47	33	14	1	2	33	1	29	12	
厚生労働省	61	33	27	9	1	32	0	9	8	
農林水産省	83	60	23	23	18	20	0	5	4	
経済産業省	6(10)	5	1(10)	1(10)	0	34	34	22(4)	30	
国土交通省	45(2)	23(1)	21(1)	8	1	90	0	14	0	
環境省	9	0	9	9	0	0(9)	0	8(3)	7	
防衛省	0	0	0	0	0	24	19	6	0	
計	401(25)	252(9)	155(16)	77(12)	31(2)	272(31)	56	189(10)	76(2)	

見直し合計額  
(単位：千円)  
99,781,403

- (注) 1 上記の件数等は、いずれも11月末における速報値である。  
2 事後評価に係る「評価対象政策の見直し」には、評価対象政策を構成する事務事業について、見直しを行ったものを含む。  
なお、「評価対象政策の見直し」には、(i)評価対象政策の見直し(政策の拡充等)を行っているもの、(ii)評価対象政策の重点化等のみのみを行っているもの、(iii)評価対象政策の一部の取りやめのみを行っているもの、(iv)評価対象政策の重点化等及び一部の取りやめの方を行っているものがある。したがって、「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の取りやめ」の件数の間には、一部重複がある。  
3 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合、部局間の連携による効率化等により見直しを行ったものである。  
4 「評価対象政策の一部の取りやめ」には、評価対象政策又は構成する事務事業について、休止したものを含む。  
5 事前評価に係る「評価対象政策の見直し等」には、評価対象政策の見直しを行ったものほか、複数の代替案の中から適切な政策を選択したものを含む。  
6 表中の( )内の数値については、平成20年度以前に実施した政策評価の結果を22年度予算要求等に反映した件数であり、外数である。  
7 「見直し合計額」は、予算の効率化に資する評価に係る「政策評価結果の反映による見直し合計額」である。

